

8 共同便所

■ 基本的な考え方

障害者等の方々が外出した際には、利用しやすい便所が多く整備されていることが望めます。利用しやすい便所を設置する場合には、一般便所と車いす使用者用便房等を併設するよう配慮することが必要です。

■ 適用施設

● 共同住宅を除く施設

■ 整備基準

共同便所を設ける場合は、適用施設の区分と便房の区分の組み合わせに応じた次表の該当欄によって、多目的便房、車いす使用者用便房又は腰掛便座及び手すりが配置された便房のいずれかを設けること。

		多目的便房	車いす使用者用便房	腰掛便座及び手すりが配置された便房
適用施設	給油取扱所	—	基準適用	〔車いす使用者用便房が設けられない場合、この基準を適用〕
	寄宿舍、下宿			
	上記施設を除く適用施設	—	基準適用 床面積の合計 1,000㎡以上	基準適用 床面積の合計 1,000㎡未満の場合
	【対象施設】 ・医療施設 ・文化施設 ・集会施設 ・劇場等 ・体育館 ・物品販売業を営む店舗等 (卸売市場を除く) ・官公庁の施設	基準適用 床面積の合計 10,000㎡以上の場合	基準適用 床面積の合計 1,000㎡以上 10,000㎡未満の場合 (多目的便房を設けたものを除く。)	〔床面積が1,000㎡以上の場合であって、多目的便房又は車いす使用者用便房が設けられていない場合、この基準を適用〕
駅舎等	基準適用 乗降客人数 5,000人/日以上の場合	〔床面積が10,000㎡以上又は乗降客人数が、5,000人/日以上の場合であって、多目的便房が設けられていない場合、この基準を適用〕		

※ ()に記載された内容は、例外的措置として整備する場合の適用基準であり、本来の適用施設の区分と便房の区分の組み合わせに応じて、多目的便房又は車いす使用者用便房の整備を優先してください。

車いす使用者用便房を設ける場合、次に掲げる基準に適合させること。

- 1 車いす使用者用便房 ●車いす使用者が円滑に利用することができる十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房とする。
●車いす使用者用便房を男性用及び女性用に区分をする場合は、それぞれに設け、又は男性女性共に利用できるものを設ける。
- 2 出入口(車いす使用者用便房の出入口及び当該便房のある共同便所の出入口)
●有効幅員は、80cm 以上とする。
●車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない構造とする。
●戸を設ける場合は、自動開閉式その他車いす使用者が円滑に通過できる構造とする。

多目的便房を設ける場合、次に掲げる基準に適合させること。

- 1 多目的便房 ●多目的便房は、次に掲げる設備を配置した車いす使用者用便房とすること。
(a) 人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者(以下「オストメイト」という。)が円滑に利用できるよう洗浄用温水シャワー付き汚物流しを設ける。
(b) 荷物を置くことができる棚、衣服を掛けるための金具等その他の設備を適切に配置する。
(c) 乳幼児いす、乳幼児ベッドその他乳幼児のおむつ替え等ができる設備を設ける。
- 2 標示 ●多目的便房を設けたときは、当該便房のある共同便所の出入口付近にその旨を分かりやすい方法により標示する。

車いす使用者用便房を設けていない場合は、次に掲げる基準に適合させること。

- 1 腰掛便座 ●腰掛便座及び手すりが適切に配置されている便房を設けること。ただし、便房数が1の場合においては、この限りでない。
- 2 出入口 ●腰掛便座及び手すりが配置された便房及び当該便房のある便所の出入口は、「4内部出入口」の基準に適合する構造に準じたものとする。

男性用小便器を設ける場合は、次に掲げる基準に適合させること。

- 男性用小便器を設ける場合は、1以上を手すりを設けた床置き式その他これに類するものとする。

■ 誘導基準

車いす使用者用便房及び多目的便房に共通する誘導基準

- 1 配置 ○高齢者・障害者等が使いやすい位置に配置することが望ましい。
○一般便所と一体的若しくはその出入口の近くに設けることが望ましい。
- 2 出入口 ○車いす使用者用便房及び多目的便房の出入口及び当該便房のある共同便所の出入口の有効幅員は、90cm以上とすることが望ましい。
- 3 扉の構造 ○扉は非常の場合を考慮して、外部から解錠できるようにすることが望ましい。
○引き戸式の場合は、握り手は棒状若しくはレバー式とすることが望ましい。
- 4 床面の仕上げ ○転倒したときの危険防止のため適度に弾性のあるものとするが望ましい。
- 5 手すり ○水平手すりの片側は可動式とすることが望ましい。
○垂直手すりは、壁に固定することが望ましい。ただし、やむを得ず床に固定する場合は、固定下部が車いすの移動に支障とならないものとする。
- 6 紙巻器 ○便座に腰をかけたまま利用できる位置に設けることが望ましい。
- 7 洗浄ボタン ○洗浄ボタンは、紙巻器の上方に設け、大型のレバー式、押しボタン式、自動感知式などの操作しやすい形状のものとするとともに、他のボタンと分かりやすく識別できるように配慮することが望ましい。
○両側又はそれに変わる位置に設けることが望ましい。
- 8 非常呼出し装置等 ○呼出しボタンを、便器洗浄ボタンと同じ高さで便器後方側に設けることが望ましい。
○便房内に確認ランプ付きの呼出し装置^{注)}、便所の廊下側壁に非常呼出し表示ランプ、事務所の警報盤を設けることが望ましい。
○呼出しボタンは、転倒した場合に容易に操作できる位置にも設けることが望ましい。
- 9 手洗器 ○手洗器は便座に腰をかけたまま利用できる位置に設けることが望ましい。
○手洗器具は、レバー式、光感知式など簡単に操作できるものとするが望ましい。
- 10 汚物入れ ○汚物入れは通常よりも大きなものを、手の届く範囲に設けることが望ましい。
- 11 棚、フック ○壁には車いす使用者の利用の支障にならない位置に、手荷物を置く棚やフック等を設けることが望ましい。
- 12 表示 ○車いす使用者用便房等を設けた便所の案内、標示は次のとおりとすることが望ましい。
(a) 便所の入口には、障害者のための国際シンボルマークを取付け、併せて誰でも利用できる旨の表示をする。
(b) 便所使用中の標示は、施錠と連動させ、目につきやすい位置に設置する。
(c) 建物の主要な箇所に、車いす使用者用便房等を設けた便所の位置を表示し誘導する。
- 13 長椅子、大型ベッド等 ○長椅子又は大型ベッドを用意することが望ましい。
○大型ベッドを設置する際には、介助者の動きを考慮し、十分なスペースを確保することが望ましい。

車いす使用者用便房

- 1 車いす使用者用便房 ○車いす使用者便房の数は、当該階の便房の総数が200以下の場合には、その数の2%以上とし、200を超える場合は、その数の1%に2を加えた数以上とすることが望ましい。
- 2 大きさ ○車いす使用者便房の大きさは、便器、手洗器の位置、便器への移乗、方向転換、出入等を考慮し、内方寸法を200cm×200cm以上とすることが望ましい。ただし、建物の規模からこの大きさを設置することが困難な場合は、180cm×100cm以上又は160cm×120cm以上とすることができる。
- 3 便器 ○正面からのアプローチを確保し、左右から側面移乗できるようにすることが望ましい。
- 4 鏡 ○車いすが回転できないスペースの便房には、鏡を設けることが望ましい。
○鏡は平面鏡とし、その下端は床からの高さ80cm程度の位置とすることが望ましい。

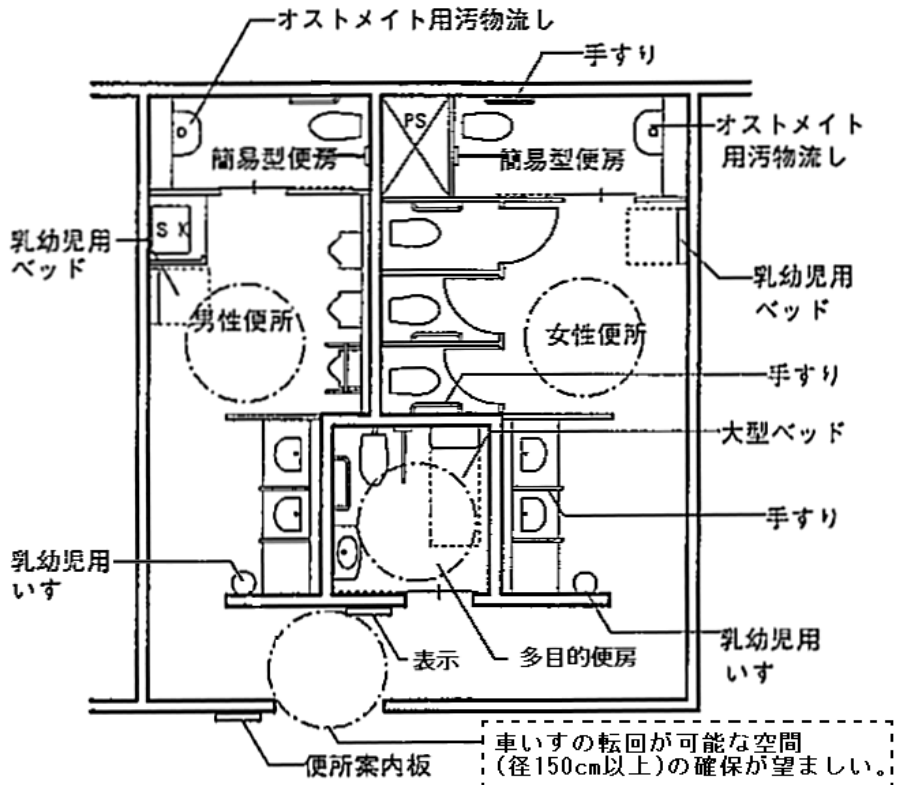
多目的便房

- 1 設備の配置 ○限られたスペースにおいて、車いす使用者が利用可能なよう、出入口の位置やドアなどについて工夫する。
- 2 大きさ ○車いす使用者便房の大きさは、便器、手洗器の位置、便器への移乗、方向転換、出入等を考慮し、内方寸法を200cm×200cm以上とすることが望ましい。
- 3 オストメイト用設備 ○オストメイト用汚物流しは、利用者の身長に合わせて高さが変えられることが望ましい。
○オストメイトの利用に配慮してパウチ（排泄物をためておく袋）、ペーパーホルダー、汚物入れ、着替え用のマットや台、衣服を置く台及び着替え時の姿勢保持のための手すり等を設けることが望ましい。
- 4 鏡 ○オストメイトのための鏡は、全身を映すことができるものが望ましい。
- 5 標示 ○便所の出入口及び便房の扉には、利用に適した機能を有していることをわかりやすく表示する。

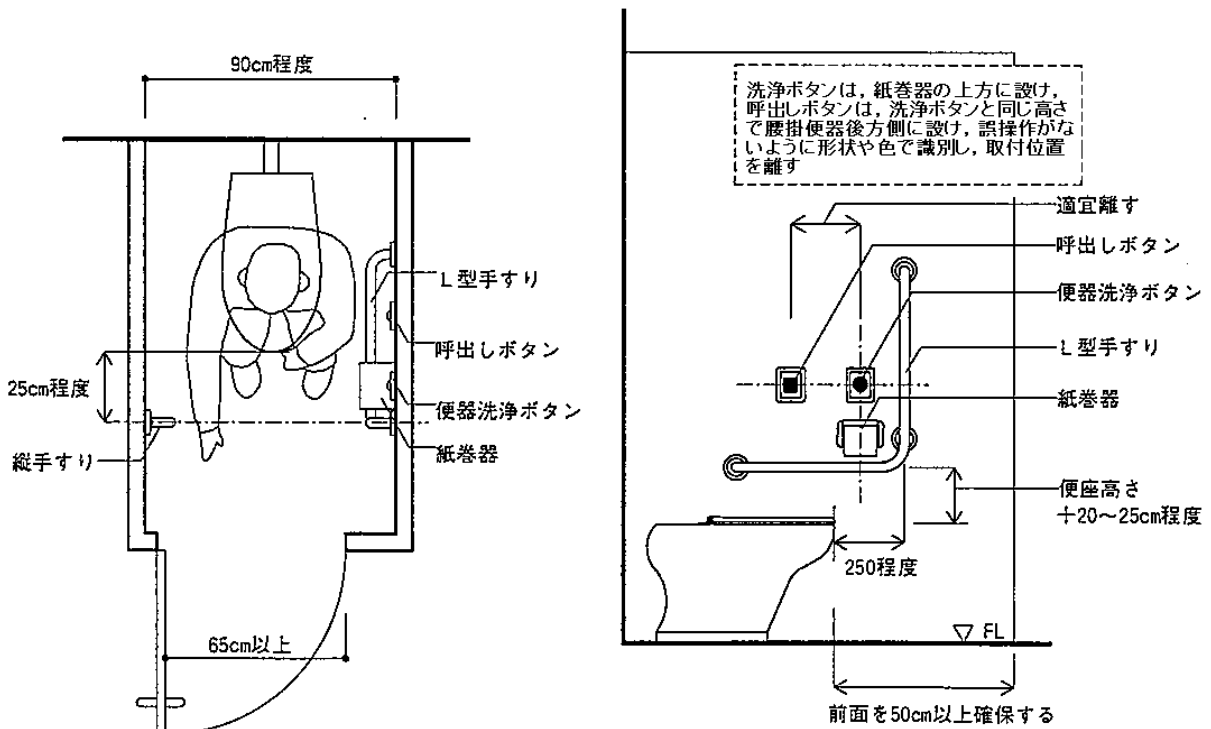
その他の誘導基準

- 1 腰掛便座の設置 ○各便所に、1以上の腰掛便器を設けることが望ましい。
- 2 小便器 ○小便器水洗装置は、光電管方式とすることが望ましい。
○小便器の脇には、杖や傘等を立てかけるくぼみあるいはフックを設けることが望ましい。
- 3 洗浄装置 ○ボタンには、凹凸やふくらみ、へこみ、色のコントラスト等をつけ、また、点字や浮き出し文字、触覚記号等による表示を行う等、視覚障害者に分かりやすい配慮をすることが望ましい。

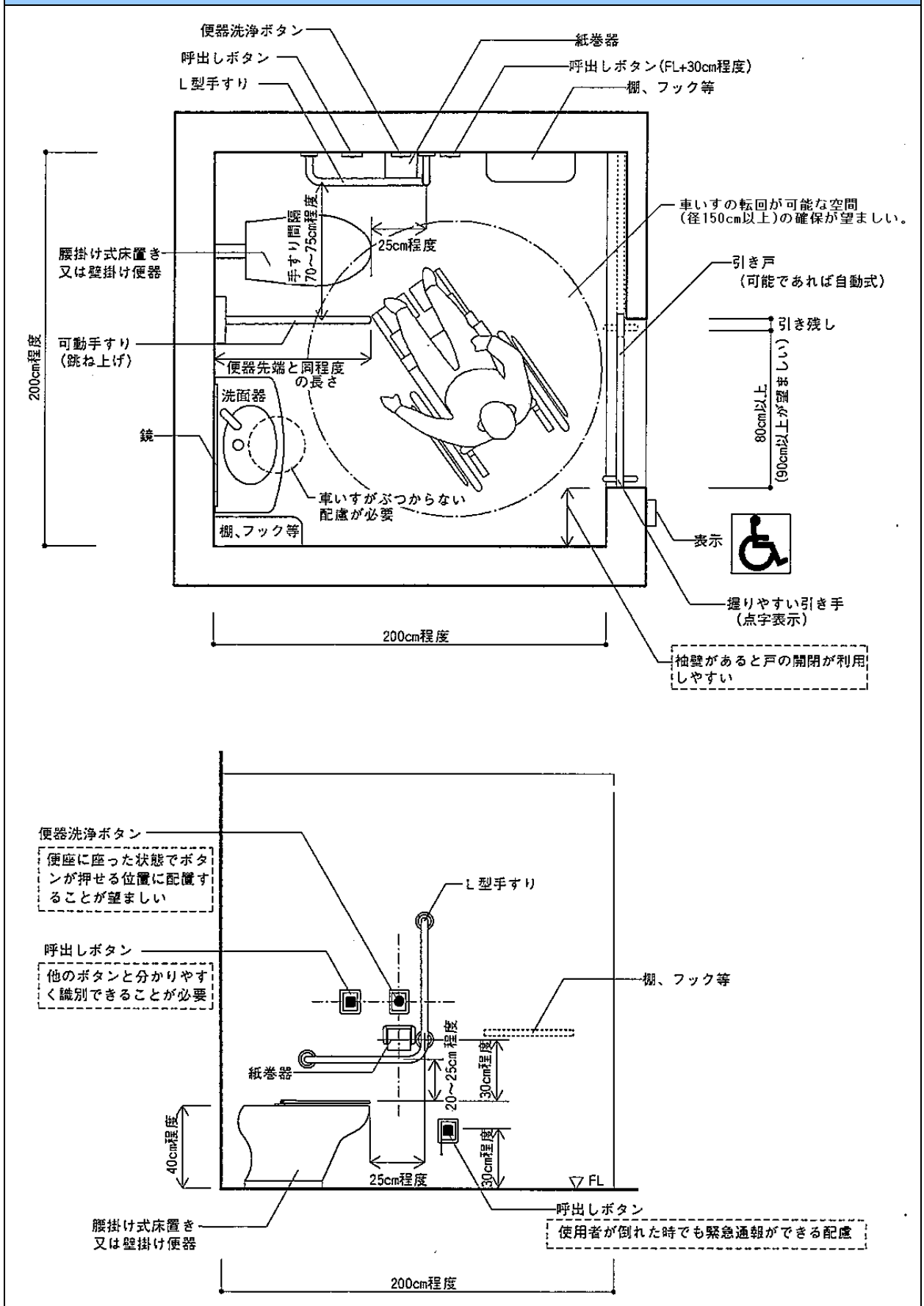
便所の配置例



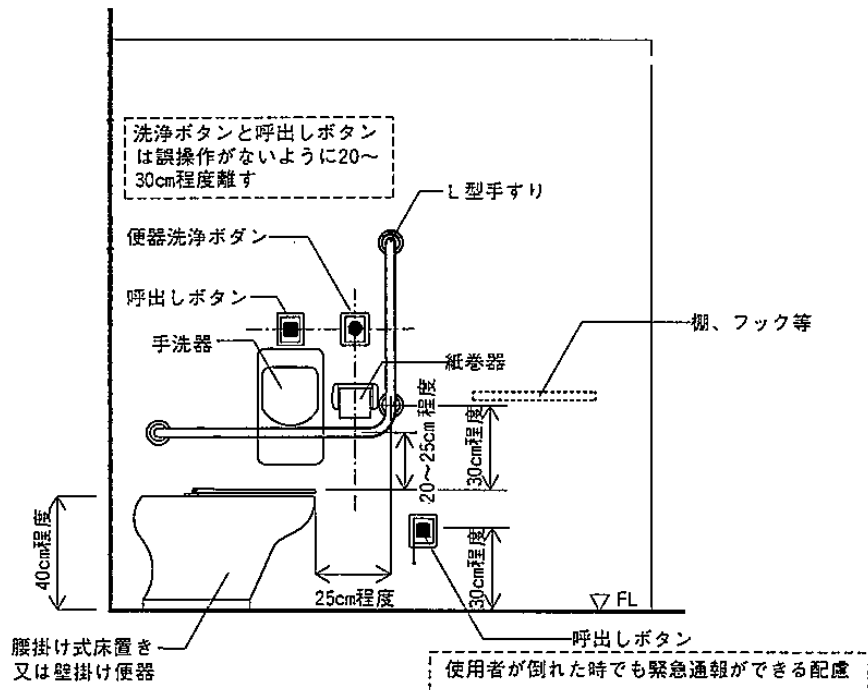
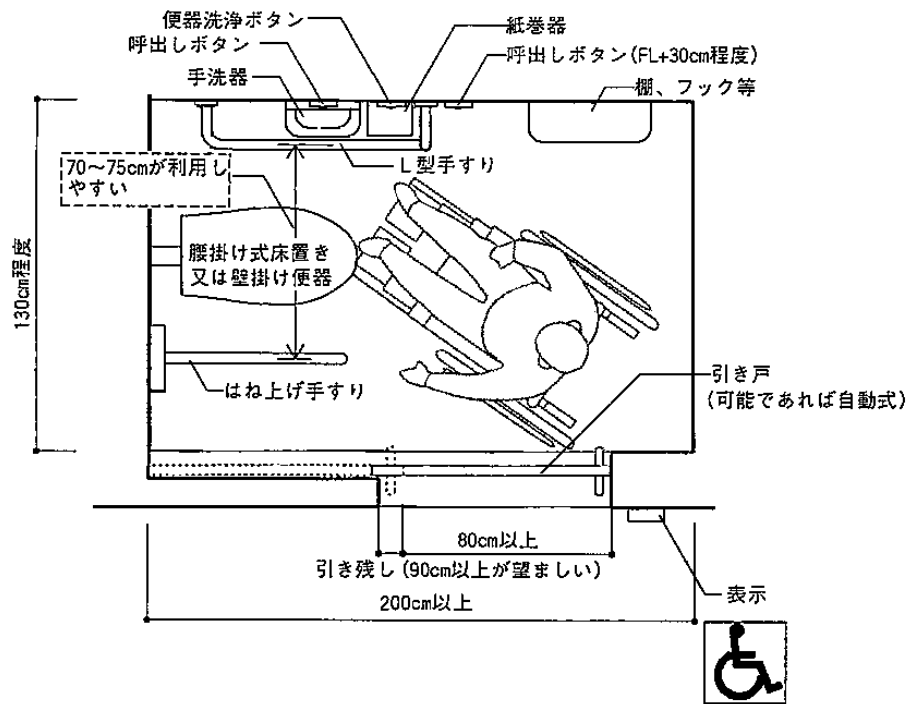
高齢者利用に配慮した一般便所の例



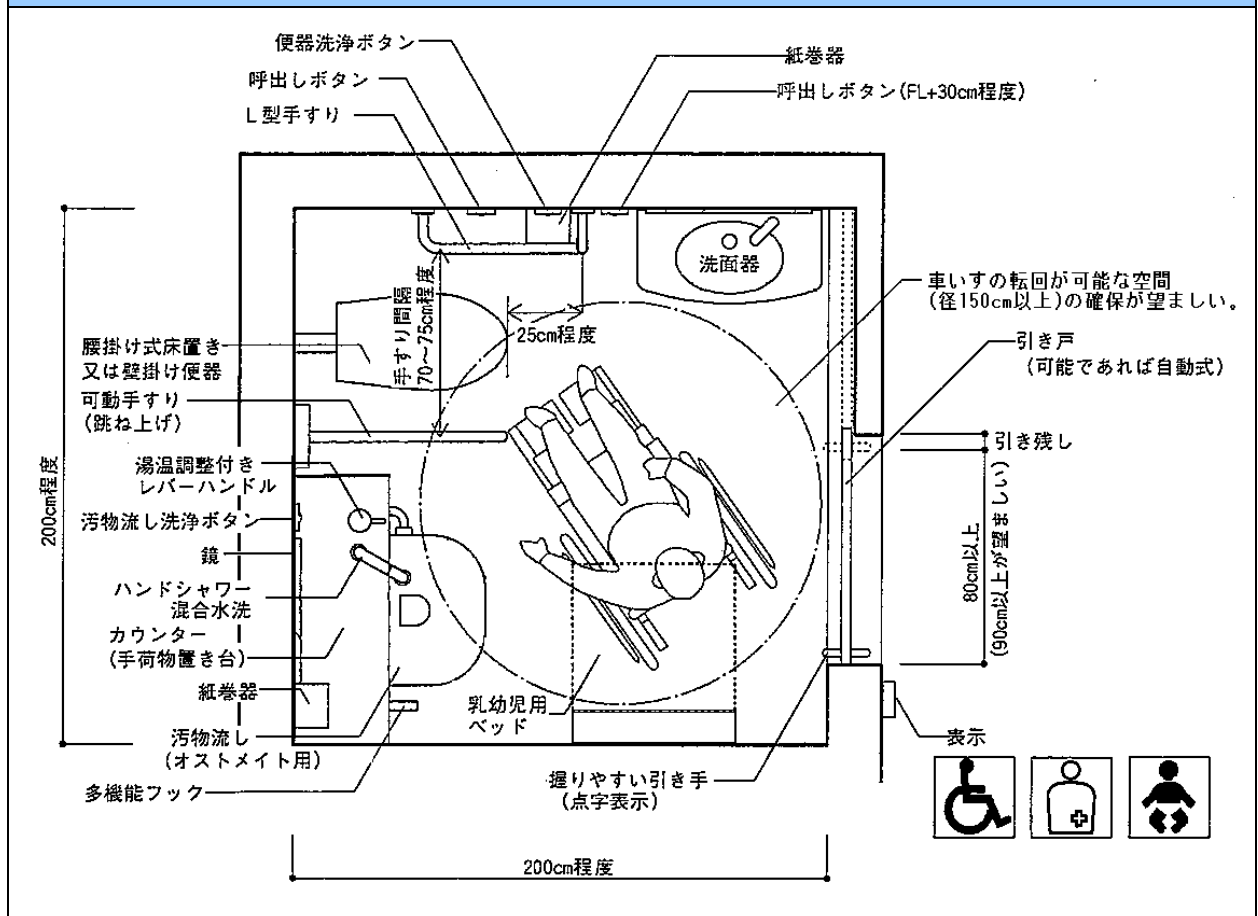
車いす使用者用便房の例(1) 200cm×200cm タイプ



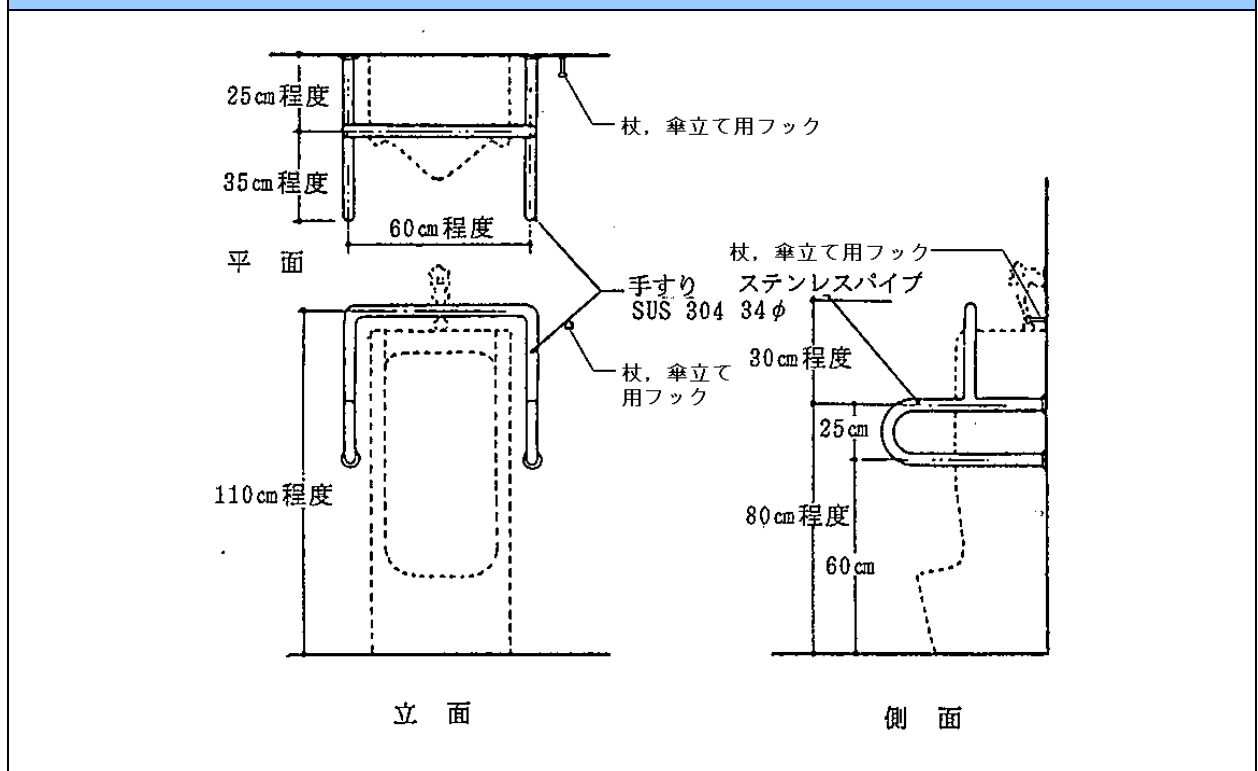
車いす使用者用便房の例(2) 200cm×130cm タイプ



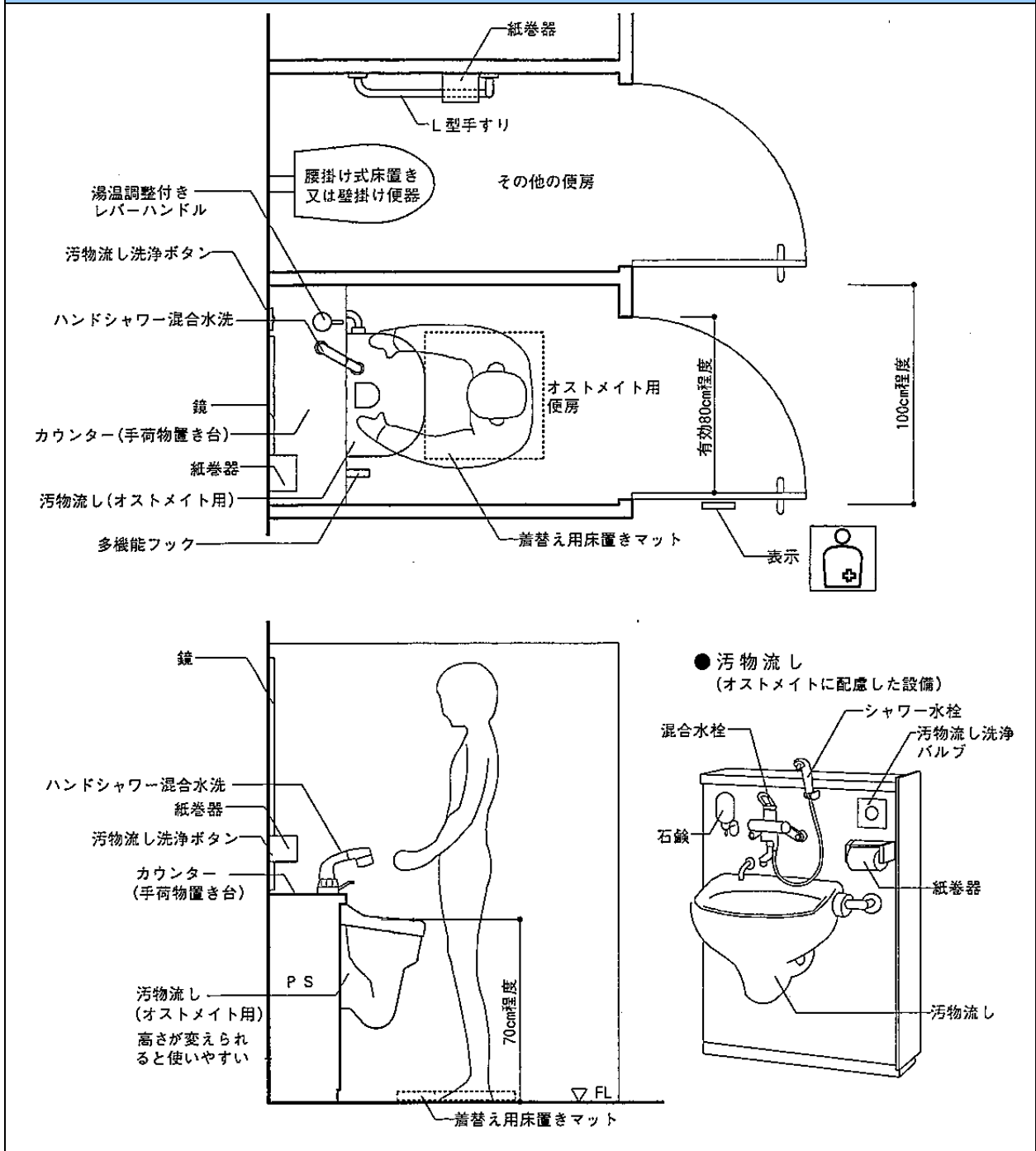
多目的便房の例



小便器の手すりの例

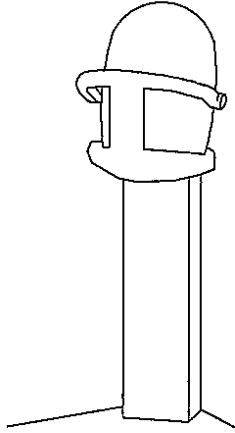


オストメイト用便所の例

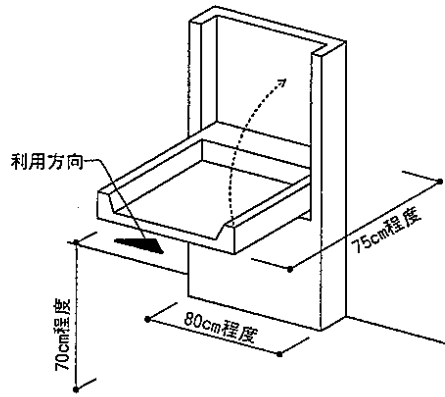


乳幼児用いす・乳幼児用ベッドの例

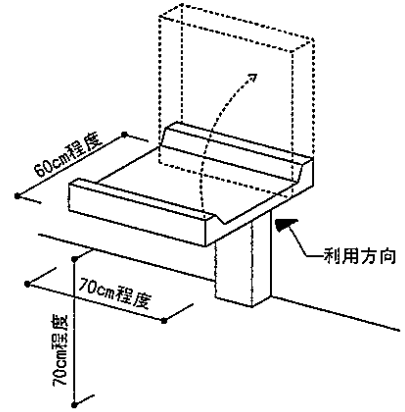
- 乳幼児用いす
(生後5ヶ月～2歳半程度)



- 壁・床取付乳幼児用ベッド
(生後1ヶ月～2歳半程度)

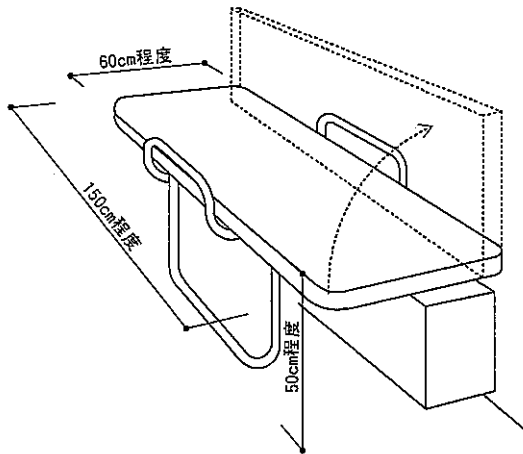


- 壁取り付け乳幼児用ベッド
(生後1ヶ月～2歳半程度)

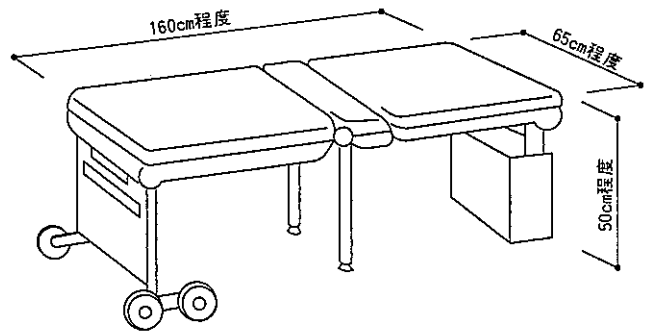


大型ベッドの例

- 大型ベッド1
(幼児～大人まで：折畳み収納型)



- 大型ベッド2
(幼児～大人まで：折畳み収納型)



便房設備の表示例



身障者用設備マーク



オストメイト



乳幼児

9 共同洗面所

■ 基本的な考え方

共同洗面所は、障害者等の方々が利用しやすいよう配慮することが必要です。

■ 適用施設

- すべての施設

■ 整備基準

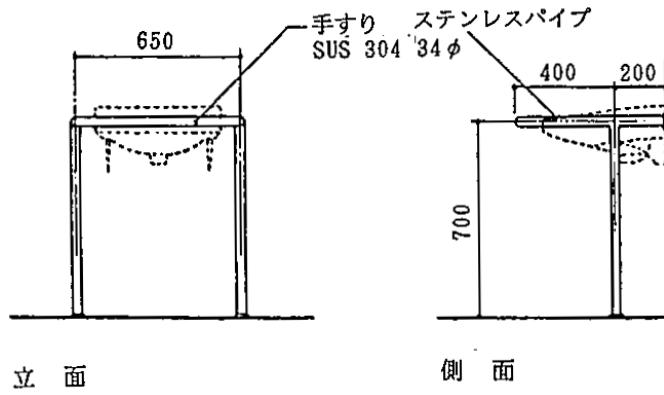
共同洗面所を設ける場合は、1以上を次に掲げる基準に適合するものとする。

- 1 出入口 ●共同洗面所の出入口は、「4 内部出入口」の基準に適合する構造に準じたものとする。
- 2 洗面所 ●1以上の洗面器は次のいずれにも該当するものとする。
 - (a)洗面器の高さは70cm程度の位置に設ける。
 - (b)周囲に手すりを設けるかカウンター方式とする。
 - (c)水栓器具は、レバー式、光感知式等操作が容易なものとする。
 - (d)男性用及び女性用の区分をする場合は、それぞれに設け、又は男性女性共に利用できるものを設ける。

■ 誘導基準

- 1 鏡 ○車いす使用者の利用に配慮して、洗面器上端部にできる限り近い位置を鏡の下端とし、上方へ100cm程度の高さで設置することが望ましい。

洗面器の高さと手すりの例



車いす使用者が利用しやすい洗面化粧台の例

